

「戦後日本憲法学批判」と向き合う

奥 野 恒 久

To Promote Citizen's Discussion about Japanese Constitutional Law

Abstract

This paper's aim is to promote citizen's discussion about Japanese Constitutional Law. Replying the argument of Hideaki Shinoda, I want to consider Constitutionalism, Democracy, and Pacifism in constitutional theory. In Chapter 1, I focus on public official's obligation to respect and uphold constitution. In Chapter 2, I analyze the conflict between liberal theory and democratic theory in Japanese constitutional studies. In Chapter 3, I explain how Pacifism can be compatible with the Individualism. Then I insist non-military pacifism rest on Article 9.

Keywords

Hideaki Shinoda, Constitutionalism, Individualism, Democracy, Non-military Pacifism, Article9

はじめに

「なぜ日本の憲法学はガラパゴス化したのか」という挑発的な帯の付された、『ほんとうの憲法——戦後日本憲法学批判』（ちくま新書）が公刊されたのは、2017年7月であった。著者は、「平和構築」を専門にする国際政治学者の篠田英朗である。2014年7月の憲法9条をめぐる政府解釈の変更、2015年9月の安保関連法の制定、そして2017年5月の安倍首相による自衛隊明記の9条改憲論の提唱など、安倍政権による憲法9条の実質・明文改憲を進める動きが凄まじい。そして、この改憲動向に対峙する一定の論陣を張ってきたのが憲法学研究者である。そのようななかで、日本の憲法学批判を公言する本書が与える政治的・社会的影響は決して小さくない。

もとより、憲法学研究者のなかにはその批判の対象であるにもかかわらず、的外れなものを含むその批判をあえて問題視しない、という立場もあろう。水島朝穂のように、いくつかの憲法上の問題について篠田を正面から批判する立場もある¹⁾。

本稿は、篠田の議論が憲法問題に関心を寄せる市民に参照され、影響を与えていることを重く受け止め、限られた論点についてであるが、憲法学研究者として応答を試みることで、市民的議論の深化に寄与することを目的とする²⁾。ただ、篠田の意図が憲法学の社会的信頼を失墜させることにあるのであれば、本稿は空しいものとなるであろう。というのも、『ほんとうの憲法』において、篠田はセンセーショナルな筆の運びを意図的にしたのか、しばしば事実誤認と論理の飛躍に基づく主張を行っているからで

ある。篠田は、「憲法学者は、日本社会において絶大な権力を誇っている」とし、「しかもその憲法学者たちのコミュニティは、他の学科と比べても際立って東大法学部を頂点とするピラミッド型の権力構造が顕著だ」と述べる。そしてその根拠の一例として、2015年安保法制に「多数の憲法学者が違憲論を展開したが、中心的な役割を担ったのは東大法学部出身の憲法学者たちであった」ことをあげている（篠田：10頁以下、以下本書については篠田を省略）。はたして、憲法学者は絶大な権力を誇っているのだろうか。篠田は、司法試験や公務員試験の必須科目に「憲法」があることをその根拠にするが、「（自衛権など）国際法で論じるべきことに、憲法学者が決定権を行使する影響力を及ぼそうというのは、奇妙な話である」と述べるように（153頁）、おそらく篠田がそう感じる本当の理由は、2015年の安保関連法をめぐる議論において、憲法学者の発言がメディアで取り上げられ、政治的にも社会的にも一定の注目を集めたことにあるのではないか。たしかに、学者の発言が注目されることなどあまりない昨今において、2015年の憲法学者の発言については稀有な現象であったかもしれない。しかしそれは、当時の政治動向に対して、憲法学者が自らの専門性に照らして黙するわけにはいかないと声をあげ、それがあがる程度社会に受け入れられたということに過ぎず、決して「絶大な権力を誇っている」などというものではない。また、当時、長谷部恭男や木村草太といった東大法学部出身の学者がメディアに登場したのは事実であるが、私の見る限り、憲法学者の声明を取りまとめたり³⁾、市民の学習会や宣伝活動に奔走したのは、民主主義科学者協会法律部会（民科）に属する研究者など、憲法運動に関心をもつ研究者であって、その中心は必ずしも東大系ではない。ましてや、多くの憲法学者が「明治期以来の東大法学部憲法講座の伝統を踏襲して」（13頁）集団的自衛権違憲論を主張したなどということは、断じてない。

篠田は、既存の憲法学を「抵抗の憲法学」として歪なものとし、「立憲主義」と「国際協調主義」を基調とする日本国憲法の理解を提唱

する。では、篠田のいう「立憲主義」とはいかなるもので、憲法学の想定する立憲主義とどう異なるのか、また「国際協調主義」を基調とするならば憲法9条を中心とする日本の平和主義はどのように理解されるのか、以下検討していきたい。

1. 立憲主義と憲法尊重擁護義務

(1) 権力拘束規範としての憲法

2010年代になって、憲法学者が「立憲主義とは、権力を拘束することだ」と強調してきたのは、理由のないことではない。自民党は、野党時代の2012年4月に「日本国憲法改正草案」を公表している。その前文は、「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって」で始まり、「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」、「我々は、……活力ある経済活動を通じて国を成長させる。日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」と括っている。一読して明らかなように、憲法を、国民が国を「守り」「成長させ」「継承する」ための、「宣誓文」に仕立てたのである。安倍政権になってからは、改憲手続きを定める憲法96条改憲論を政権が唱道し、さらに9条解釈の変更を政権が行うといった事態が進行した。2017年5月3日、安倍首相は自民党総裁との立場で自衛隊明記改憲論を提唱したが、このときも「憲法は、国の未来、理想の姿を語るもの」という憲法観を語っている。

私は、憲法に「国の理想」を描くという側面があることを完全に否定するものではない。しかし、憲法の最大の意味は、国民が国家機関に権力を授けるとともにその権力を拘束することによって国民の人権を保障すること、いわゆる立憲の意味である。篠田も言及する芦部信喜の基本書は、「憲法が、国家権力を制限し一定の権能を各国家機関に授権する法、制限し授権することによって人権を保障する法、であるところに本質がある」（芦部：xv）と述べる。有斐閣の『法律学小事典』も、憲法の意義は多義的

であるとし、形式的意味の憲法、実質的（固有の）意味の憲法について記したうえで、「立憲的（近代的）意味の憲法：国家権力の専断的行使を制限し、広く国民の権利を保障するという立憲主義の思想に基づく憲法。フランス人権宣言（1789）16条が『権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、すべて憲法をもつものではない』という場合がこれにあたる。今日単に『憲法』という場合、この意味の憲法を指す」（第4版補訂版：315頁）と説明している。自民党、あるいは安倍政権の特異な憲法理解に対して、憲法学研究者は、立憲的意味の憲法について繰り返し説く必要があったのである。

（2）「信託」を根幹とする立憲主義

篠田は、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の三つが三大原理だとされていることに疑問を呈したうえで、日本国憲法における原理は憲法自身が「人類普遍の原理」と表明している「国政は国民の厳粛な信託による」という一大原理だと主張する⁴⁾。「信託」とは政府と人民の「契約」関係にあることだとし、「国の根本的な仕組みを定めた『信託』契約を、人民も政府とともに根本原則として遵守する」ことが立憲主義だという。そして、日本国憲法が掲げているのは「信託」を根幹とするジョン・ロック流の英米思想であって、国民を国家と同視するフランス革命時のジャン＝ジャック・ルソー流の社会契約論ではないとする（26頁以下）。

篠田の注目する憲法前文は、第1段落1文で「主権が国民に存することを宣言し」、2文で「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と定める。これらは、ロックの信託理論の影響を受けつつも、国民主権と民主主義の原理を示したものと解するのが妥当ではないか。また、「人類普遍の原理」とするのも、大日本帝国憲法下の「国体」という特殊な原理を否定し、民主主義という普遍の原理を採用したと解すべきであろう（木下・只野：19頁以下）。前文のこの部分から、特定の

立憲主義理解を導く篠田の議論には無理があるように思われる。

では、立憲主義についての篠田のような理解は、何を帰結するのであろうか。人民（ここでは、「国民」としても問題なかろう）も契約の当事者であるから、国民も憲法を遵守すべきであって、「立憲主義とは、権力を拘束することだ」とする日本の憲法学の立憲主義理解は一面的だ、ということであろうか。この点については、憲法99条の「憲法尊重擁護義務」とかかわらせて次節で検討する。

篠田は、「いたずらに国民が主権者なので、政府は国民に従わなければならない、といった『絶対国民主権』主義を唱える態度は、『信託』契約の重視を軽視する点で『立憲主義的（constitutional）』なものではない。国民主権論の名のもとに、ひたすら政府を制限しなければならないことだけを唱える日本の憲法学における『立憲主義』は、日本国憲法が前文で謳っているような『立憲主義』とは異なる」（29頁）と主張するように、篠田の力点は、日本の憲法学が国民主権と一体に立憲主義を理解していることへの批判にあるようである。たしかに信託に基づく統治とは、受託者たる国家機関が信託文書たる憲法典に基づいてのみ権限を行使することが許され、委託者は憲法改正の例外的場面を除けば、冬眠状態にあるとする民主主義思想だとされる（遠藤：247頁以下）。篠田は、「信託」を根幹とする立憲主義のもと、委託者たる国民は冬眠状態にある、と主張したいのであろうか。

しかし、この篠田による憲法学の立憲主義についての理解は誤っている。前節で見たように、憲法によって権力を拘束することが立憲主義だという理解は、概ね憲法学の共通理解といえよう。だが、憲法学は国民主権と立憲主義とを一体のものと解しているわけではない。とりわけ、20世紀末に阪口正二郎によって、立憲主義と民主主義の緊張関係が鋭く提起されて以来、憲法学は両者の関係について敏感になってきたといえる。そのようななか、今日において、国民主権を強調する、ましてや「絶対国民主権」主義などという立場は決して憲法学研究者に共通す

るものではなく、どちらかといえば主流とはいえない立場だからである。この点については、次章にて論じたい。

(3) 憲法尊重擁護義務

① 憲法尊重擁護義務の名宛人

憲法は権力を拘束する法だとして、権力担当者に憲法を遵守するよう説くことは、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定する憲法99条からして当然のことであろう。では、国民が憲法を遵守する必要はないのであろうか。憲法99条に国民が記されていないことの意味をめぐっては、憲法学説も分かれている。立憲主義を重視し、国民が国家権力を拘束するのが憲法だから、国民が義務を負わないのは当然だとする立場もある（高橋：123頁）。他方、憲法制定者で主権者である国民が憲法尊重擁護義務を負うのは当然であるとの見解が有力である（宮澤 1968：821頁）。そのうえで日本国憲法は、12条で「国民の不断的努力」による「自由及び権利」の保持を呼びかけながら、憲法全般への尊重擁護義務の対象に国民を含めていないことには、それなりの理由があると解されている。たとえば、「日本国憲法は、国民が憲法の最終的擁護者であることを自覚しつつも、相互に同調を厳しく求める日本の過去の傾向に鑑み、徹底した自由主義の立場に立ち、憲法に対する忠誠の要求の名の下に国民の自由が侵害されることを恐れた結果である……したがって、憲法的秩序に反するというだけで団体および政党を禁止するドイツの憲法のような行き方は、日本国憲法になじむものではないと解される」（佐藤幸治：47頁以下）といった理解である。

それゆえ、憲法制定者である国民が憲法最終的擁護者であるとしたうえで、憲法をまずもって遵守すべきなのは権力担当者である、もっといえば国民は権力者に憲法を守らせる立場にある、と主張することは何らおかしいことではない。繰り返しになるがこのことは、権力者は国民に従えというのではなく、憲法に従えということである。

② 首相の改憲発言・改憲唱道と憲法99条

では、首相をはじめとする国務大臣による改憲発言や改憲唱道は、憲法99条の憲法尊重擁護義務違反にはならないのであろうか。政府は、憲法を尊重し擁護することと、憲法改正について検討したりその必要性を主張することとを別異の問題と捉え、後者については憲法自身に改正規定があることから問題ないとしている。安倍首相も「憲法には改正手続についても書かれているわけであって、私は、その手続にのっとって、憲法を遵守しながら憲法を改正する必要があるのではないか、こうずっと考えてきている」と答弁している（2006年11月28日、衆議院総務委員会）。

憲法99条と改憲発言につき、佐藤功は「国務大臣・国会議員などに対しては、……本条は政治的責任追及の理由となるにとどまる」とする。また憲法が改正手続を定めている以上、「国会議員および国務大臣（内閣総理大臣を含む）が憲法改正について調査・検討し、準備し、主張することも、本条に反するものではない」としつつ、「そのことは本条の憲法の尊重・擁護義務を免れしめたり、軽からしめることではない。すなわち、たとえば、もしも国務大臣が憲法の規定や精神に反対する立場を明らかにし、その改正論を主張・唱導し、その言動が、憲法およびその下における法令に従って行われるべきその職務の公正性に対する信頼を疑わしめる結果となるような場合は、本条の義務違反の問題となりうる」とされる（佐藤功：1296頁以下）。佐藤幸治も「憲法が改正手続について定めている以上、閣僚が政治家として改正に関して主張できることは当然であるが、改正されるまで憲法に誠実に従って行動する義務があり、さらに、憲法およびその下における法令に従って行われるはずのその職務の公正性に対する信頼性を損なうような言動があるとすれば、本条の義務に反する可能性がある。その意味で、閣僚の憲法改正に関する発言には、国会議員の場合と違った慎重さが求められる」という（佐藤幸治：47頁）。

憲法99条は、公務担当者に憲法尊重擁護義務を課すことで立憲主義の確保をはかるものであ

るが、その含意は、主権者の信託によって憲法を運用する公務担当者への国民の信頼を担保することであろう。だとすると、公務担当者が憲法を誠実に執行していないのではないかと国民に疑義が生じたならば、それを打ち消し、憲法を尊重していることを国民に示す責任が公務担当者の側に課されるはずである。

安倍政権による9条解釈の変更や安保関連法の制定に対して、この政権が憲法9条を遵守していないのではとの疑義を多くの国民が抱いたところである。ところが安倍政権は、国民からの疑義に対し逆に改憲を提起したのである。説明責任をはたすどころか、憲法9条を否定する立場として「開き直った」といえよう。しかも、2018年になると安倍首相は所信表明演説など首相の立場で改憲論議を唱道しだしている（2018年10月24日）。私は、憲法尊重擁護義務に反するとして政治的責任が追及されるべきだと考える（奥野2018：195頁以下）。

2. 戦後憲法学と国民主権

(1) 「抵抗の憲法学」における歴史のタブー

篠田によると、戦後日本の「抵抗の憲法学」は「歴史物語」を必要としているとし、一つに大日本帝国憲法時代の天皇機関説事件を、もう一つに戦後直後の「押し付け憲法」をあげる。そしてこの二つにはタブーがあるとして、そのタブーを封じ込めることが「抵抗の憲法学」の至上命題だ、というのが篠田の仮説である。

① 天皇機関説事件のタブー

天皇機関説事件は、美濃部達吉に代表される「知性」が、暴力あるいは「反知性主義」に抑圧され、「自由な社会」が奪われた事件だと学界では理解されている。しかし、篠田はこの事件を「天皇の絶対主権という『顕教』を信じていた『国民大衆』が、天皇は立憲君主だとする『密教』を持つ『インテリ』に反発した事件」と解する。東北の農村の困窮に対する政府の無策、腐敗した政党政治の行き詰まりのなか、エリート、エスタブリッシュメント層への大衆の不満を背景にした動きの一つと位置づけるのである。5・15事件、2・26事件など平等を求

める層が「国体」を掲げて、政党政治や官僚支配を正当化する裕福なエリートを攻撃した事件の一つであり、美濃部の憲法解釈は「インテリ」の間だけでの通説であって、一般大衆には「権力者」とみなされていたというのである（121頁以下）。

そこで篠田は、「『抵抗の憲法学』運動は、一般大衆から見放される恐怖から生まれた。『抵抗の憲法学』は、常に『国民』を味方にして『権力者』を措定して敵対して見せようとする。『一般大衆』の支持を得るためである。それが天皇機関説事件の教訓が、『抵抗の憲法学』に組み込んだ命題であった」と述べるのである（128頁以下）。

② アメリカによる「押し付け憲法」というタブー

篠田は、日本国憲法を起草したのがアメリカ人だというタブーをかき消すための議論が、ポツダム宣言の受諾によって「天皇神権主義」から「国民主権主義」への法的「革命」があったとする宮沢俊義の「八月革命」説だ、と主張する。篠田の理解では、戦後憲法学説が国民主権原理を強調する理由がここにあり、日本国民こそが憲法制定権力者であるとの議論で、1950年代から生じる「押し付け憲法」論に対抗したのだという（129頁以下）。篠田は、「『八月革命』説が果たした機能を、戦後の憲法学の発展の裏に潜む『出生の秘密』」だとし、「宮沢以後、『護憲派』は、『戦後民主主義』の信奉者と結びつき、独特のロマン主義を帯びた国民主権論を展開していくようになった」と述べている（134頁以下）。

篠田は、宮沢の戦前・戦中そして敗戦直後の「松本委員会」での憲法改正案起草時の立場と、GHQによる憲法改正草案要綱を見た後の立場とでの変化に着目して仮説を展開している。だが、憲法学の国民主権へのこだわりは、「アメリカの影を払拭したい」という「ある特定の政治的立場の結果」（28頁）だとするこの推論は、やや穿った見方に基づいていないだろうか。ポツダム宣言には「……日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化……」（10項）、「日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ

従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラル」(12項)とあり、日本はそのポツダム宣言を受諾したのである。また、日本国憲法が前文と1条において、国民主権を採用したことも明らかである。宮沢の「八月革命」説に異論があることは理解できるが(参照、日比野:10頁以下)、戦前・戦中の反省のうえで戦後日本の出発にあたり、国民主権を強調したことはむしろ自然なことではなかろうか。そしてそれは、何も憲法学者だけのことではない。国際法学者の横田喜三郎も日本国憲法の制定直後、「新憲法が保守的に曲解され、反動的に悪用されることのないように」(横田:65頁)との観点から、民主主義についてのリンカーンの定義を参照しつつ、「主権は国家の最高の意志または権力を意味し、それが人民にあるといふことになる。この人民は天皇に対するものとしての人民であつて、天皇を含んでゐない。かような人民に、国家の最高の意志または権力としての主権が存在するといふこと、これが新憲法の前文の規定の内容である」(横田:57頁)と主張している。

③ 篠田仮説の前提理解の問題性

篠田の議論には、「専門家と一般大衆の関わり方」など、検討すべき今日的論点も含まれている。しかし繰り返しになるが、戦後憲法学に對し穿った見方で分析をしているように思えてならない。篠田は、「憲法学者は、権力者に弾圧されるので、『抵抗』するのか?あるいは『インテリ』であるがゆえに『一般大衆』から白眼視されるので、自分たちの共同体を守るために、『抵抗』するのか?『抵抗』する憲法学者たちの『立憲主義』とは、『権力を制限する』英雄的な行動なのか?あるいは『インテリ』共同体の既得権益を守る行動なのか?」(128頁)と問いかける。

私を含め、多くの日本の憲法学研究者は日本国憲法の価値に一定のコミットメントをして憲法学の研究を進めていると思われる。日本国憲法を否定するような政治動向に對し、「抵抗」を試みるのは、それも自らの専門性に引き付けて試みるのは、理由を示すまでもなく当然のことだと私などは考えている。このような憲法学研究者の行動様式は、篠田には理解困難だと見

えて、その理由を推測するのであろう。だが、篠田仮説の前提理解は、戦後憲法学は国民主権や民主主義を強調するというものであるが、この前提理解自体が誤っている。日本国憲法制定直後は神権天皇制を否定するため国民主権原理を高らかに掲げたとしても、今日、国民主権や民主主義を強調する憲法学説は必ずしも主流ではない。

(2) 戦後憲法学における国民主権・民主主義の地位

① 1970年代主権論争

1970年代、君主主権を克服したうえで「国民主権の形骸化」といわれる日本の現実とどう向き合うかという問題関心のもと、杉原泰雄と樋口陽一を中心に、フランス憲法史の認識と憲法学の方法をめぐる主権論争が展開される。なぜ、フランスが参照されるのか。杉原によると、「フランス革命においては、国家権力の帰属をめぐる政治斗争が他のいかなる市民革命の場合よりも明確な階級斗争として展開されている。そこにおいては、諸階級の利害が他のいかなる市民革命の場合よりも明確に区別され、各階級が多かれ少なかれ独自の権力論・主権論をもって尖鋭な対決をしている。……君主主権との対決のみを強調することによって、ともすれば一面的になりがちな伝統的な国民主権の把握のし方の妥当性をフランス革命の中において根本的に再検討しうるし、また再検討することが当然に要求される」からである(杉原 1971:32頁以下)。

主権原理は、生産関係・階級関係に対応するとの歴史法則主義に立つ杉原は、ブルジョワジーを担い手とするナシオン主権と、民衆を担い手とするプーブル主権という二つの主権原理をフランス革命史より抽出する。そして、宮沢俊義に代表される通説的見解は、国民による国家意思形成制度を欠いている市民憲法の現実を合理的に説明できていないとイデオロギー批判を行い、実在する国民主権の科学概念を解明して非科学的な国民主権概念に對置することを提唱する(杉原 1971:29頁以下)。そして、「日本国憲法の国民主権を『プーブル主権』として

把握し、その観点から統治機構の関連規定を再解釈すべき」だとして、主権原理の制度論や解釈論への架橋を試みる（杉原 1989：69頁）。その後の主権論争を牽引する杉原の人民主権論である。

他方、樋口は、フランス1791年憲法は「大ブルジョア」による「上からの革命」に、1973年憲法は「小ブルジョア」による「下からの革命」に対応すると理解する。そのうえで、1791年憲法のナシオン主権が純粹代表制を生み出すのに対し、1793年憲法のプーブル主権下では、国民自身による決定、あるいは少なくとも代表機構は国民意思を反映すべきとする半代表制に対応するとする。そして、日本国憲法は男女普通選挙制を採用し、憲法改正に国民の直接投票を予定していることから、プーブル主権だとする（樋口 1992：426頁以下）。ところで、樋口もイデオロギー批判を行うがそれは杉原とは全く別の方向へと向かう。すなわち、「支配は常に少数者による」、政治的実力とは官僚機構・軍・資本・外国であるという事実を認識し、また主権がそのときどきの権力の現実を正当化するイデオロギーになることや国家権力による大衆操作を警戒し、『『国民主権』概念を『実質化』あるいは『実体化』することによってではなく、逆に、『主権』が権力の実体でなく正当性の所在を示すものでしかないことを明らかにするような概念構成をすることによって現実を冷たく分析すること』を説く。そして「解釈論・立法論という実践の場面では、『国民主権』という観念の使用をわれわれはむしろ避けるべきではないか」と問題を提起し、実践的要求は「権力に対抗する人権」という観念で行うべきだと主張するのである（樋口 1971：27頁以下）。

このように、1970年代から主権観念の使用を避けるべきという主権不要論は登場している。その後も、たとえば主権概念は「精密使用に耐える剃刀ではなく、重量感でのみ勝負しようという大型鈍刀・マサカリのようなものである」として学問的使用を否認する見解（小嶋：43頁）や「主権論が実定憲法秩序の枠内で展開される限り、それは、憲法改正手続、議会選挙の手続を中心に、民主主義の問題として議論すれ

ば足りることになる」（高見：21頁）という主張が出される。また長谷部も、「すでに憲法典によって権限が配分され、基本権が保障されている国家で、法律問題を解決する決め手として、主権概念が呼び出されるとき、それがそれ以上の正当化を要しない、絶対的な根拠として用いられる危険性に注意しなければならない。もし、そうではなく、実質的な何らかの正当化の論拠を背後に備えた『主権』が呼び出されているのだとすれば、実は主権概念を呼び出す必要はそもそも無かったはずである」と述べて、「主権概念の解体と解消」を主張するのである（長谷部 1995：223頁以下）。

もちろん、杉原の人民主権論の系譜や、国民主権に正当性の契機と権力的契機の二つの要素があるとするとして二つの側面から分析すべきとする立場もある（芦部：41頁以下）。ただ、人民主権論が、始めから統一的な意思を有している階級間の対立という時代診断を前提に、民衆による国家権力の奪取を課題にしてきたこと対しては批判が出されてきた。利害・価値観が多元化し階級対立として現在社会を認識できないとする立場からは、「市民としての諸個人が『いかにして』国家意思を形成するのか」という課題設定への移行が説かれることになる（毛利：46頁以下）。人民主権論の系譜に立つ辻村みよ子の市民主権論も、その一つとして位置付けられよう。このような課題認識の下では、市民間の討議やコミュニケーションの重要性が強調されることになる。

② リベラリズム憲法学と民主主義憲法学

20世紀末からのグローバル化の進行によって、階級対立よりも文化的価値間の対立が一層注目されるようになる。また、世界中をグローバル資本が席卷するなか、あらゆる人間関係の市場化が進み、情報までもがグローバル資本に支配されつつある。そこで、階級構造の厳存にもかかわらず階級意識が希薄化する（＝階級構造の「不可視化」）という、本秀紀のいう「民主政の現在的〈危機〉」という問題が生じるのである（本：3頁）。この「民主政の現在的〈危機〉」に対する現在の日本の憲法学の処方箋は二つあり、一方が「リベラリズム憲法学」で、もう一

方が「民主主義憲法学」である。長谷部に代表される「リベラリズム憲法学」は、憲法によって政治という「公」と宗教や価値や道徳といった私的空間の問題（「私」）とを区別し、価値に関わる問題を「公」領域で扱うことを禁じるとともに、「私」領域での個人の自由と自律を確保しようとする（長谷部 2018：5 頁以下）。こうすることで、宗教上の信念や世界観をめぐる血で血を洗う争いを回避しつつ、「公」領域での政治の暴走に歯止めをかけようというのである。現在の日本の憲法学で隆盛を極めているのは、立憲主義的な歯止めを強調するこの「リベラリズム憲法学」である。そこでは、立憲主義による歯止めの方途として裁判所による違憲審査に期待が寄せられ、それが主たる研究対象となる。

しかし、「リベラリズム憲法学」は、「現に存在する様々な力関係や資源配分の不均衡に対して、それを是正する内在的契機をもたない」として、「治者と被治者の自同性」の実質的实现を志向するのが「民主主義憲法学」である。その代表的論者である本は、「現存する格差構造に支えられた『民主政』が生み出している実際の帰結として、富裕層と中間層が連携して『民主主義的多数派』を形成し、下層の犠牲の上に自らの利益を擁護している社会が出現している」と指摘し、「民主政の過程をより民主主義的なものにする」ことを追求する。本は、民主政をめぐる様々なコミュニケーションが交わされる場を『政治的公共圏』と捉えたうえで、国会・内閣といった統治機構内部のそれを『制度的公共圏』、市民社会内部のそれを『非制度的公共圏』とし、両者の連結のあり方を検討するとともに、階級意識が希薄化するなかで主権主体の形成のあり方にも関心を寄せるのである（本：1 頁以下）。だが「民主主義憲法学」は、本自身が「憲法学の総体的『リベラル化』傾向の中で、それとは異なり」（本：9 頁）と述べるように、決して現在の憲法学の主流ではない。篠田の前提理解は誤っているといえよう。

3. 国際協調主義と憲法 9 条

(1) 篠田の憲法 9 条論

① 憲法 9 条理解

篠田は、「日本は、満州事変によって国際連盟が象徴した第一次世界大戦後の国際法規範にあからさまな挑戦をし、東アジアにおいて空前の侵略行為を繰り返した挙句に、世界のほとんどの国が同盟関係を結んだ『連合諸国 (United Nations)』に敗れ去った、いわば『ならず者国家』であった」との認識を示す (57 頁)。そして 1942 年 8 月に米英両国によって発せられた「大西洋憲章」にある「両国ハ一層廣汎ニシテ永久的ナル一般的安全保障制度ノ確立ニ至ル迄ハ斯ル国ノ武装解除ハ不可欠ノモノナリト信ス」という部分に着目し、「憲法 9 条 2 項は、『大西洋憲章』で語られている敵国の『武装解除』を国内法制度化したものであった……そして『一般的安全保障制度』の度合いの進展に応じて、『武装解除』の度合いは緩められた」という。すなわち、「日本国憲法は、日本の軍国主義の復活を防ごうとするアメリカを中心とする連合諸国が、自分たちが標榜する国際法規範を日本に守り続けさせるために作成した法体系である」という理解のもと、国際法を逸脱しない国になったと認定されて日本は主権回復が認められ、日米安全保障条約や国際連合といった「一般的安全保障制度」への加入によって漸進的な武装解除の修正が図られ、自衛隊という戦力の保持が認められたのだという (58 頁以下)。

「戦力不保持は、まさに周辺諸国と戦争をしない『国際協調主義』を推進するための手段であり、目的それ自体ではない。そして周辺諸国の中心には、アメリカ合衆国が位置づけられる」(50 頁)と篠田は繰り返す。このような篠田の理解では、日本国憲法は、アメリカなど第二次世界大戦戦勝国による戦勝国のための憲法ということになろう。日本国憲法制定時にアメリカなど戦勝国がそのような意図を持っていたことは分かる。また、私とて、日本国憲法が徹頭徹尾、日本国民によって主体的につくられたものとは考えていない。しかし、憲法前文の冒

頭にあるように、この憲法は日本国民が制定したものであり、国民の人権を保障するための憲法である。何ゆえ、戦勝国の意図に基づいて日本国憲法を理解しなければならないのか、これが篠田のいう「国際協調主義を重視した憲法解釈」なのであろうか。いずれにしろ、日本国憲法に対する篠田の視点は国際社会、とりわけアメリカからのものであり、日本国民の視点でないことが確認できよう。それは、アジア・太平洋戦争時の日本の責任を国際法規違反に矮小化する点にもあらわれている。

② 憲法9条解釈と憲法学批判

篠田は、1928年の不戦条約と1945年の国連憲章とを概観したうえで、憲法9条1項は不戦条約の「焼き直し」で、国連憲章2条4項と基本的に同一の内容だという(42頁)。それゆえ、「不戦条約と同様に自衛権行使までを禁止していないと解するのが自然である」とし(147頁)、さらに「憲章2条4項が予定している例外、51条の(個別的・集団的)自衛権と7章の集団安全保障は、9条1項によって禁止されていない、と考えるのが当然である。これは消極的に禁止されていない、と言うべき事柄ではなく、むしろ禁止されるべきでない、というべき事柄だろう。なぜなら現代世界の国際法は、憲章2条4項を、二つの例外と組み合わせる運用することが、最も理にかなった秩序維持の方法だという理解をとっているからだ」と述べる(239頁)。裏返すと、憲法9条1項が放棄した戦争とは、「19世紀国際法において、戦争が主権国家の宣戦布告などの手続によって合法とみなされていた時代」の「国権の発動たる戦争」だという。

また篠田は、9条2項の戦力不保持についても、英文テキストにある「war potential」としての「戦力」が禁じられているのであって、「『war potential』でない陸海空軍は、必ずしも禁止されていない」と述べる。そして、ここでの「war」とは、1項が禁じる「国権の発動たる戦争」のことだとし、「常に国際法に合致する形でのみ武力行使を行い、決して国権の発動としての戦争を行うことがない組織としての自衛隊は、9条2項が言う『戦力』(war potential)には該当せず、合憲である」と結論づけ

るのである(241頁)。要するに、自衛隊も、集団的自衛権の行使も、集団安全保障への参加としての武力行使も憲法9条に違反しない、という議論である。

篠田は、「1947年日本国憲法が、先に成立していた1945年国際連合憲章を後追的に追認するものであった」として(54頁)、国際協調主義という原理にしたがった解釈を行うべきだという。だが、その中身は、国連憲章、すなわち国際法をそのまま適用しろというもので、憲法9条解釈ではない。そもそも、主権国家を主たる単位として構成される国際法を、個人を単位として構成され国家と個人の関係を律する憲法の解釈にそのまま適用するなど、土台無理な話であろう。憲法9条の解釈にあたり国際協調主義を踏まえるとしても、あくまでも国民の視点で行わなければならない。他方で篠田は、憲法学者の9条論は、国際法への理解が著しく低く憲法に対する思い入れが著しく高い、「ロマン主義的理解」だと批判する。さらに、憲法学は「国際法への敵対的姿勢」がある(145頁)、自衛権という憲法典にない国際法上の概念について憲法学が論じるのは「横取り」である(152頁以下)、憲法学には「抵抗の憲法学」としての「アメリカへの猜疑心」がある(151頁)、などと誤解によるものも含め、乱暴な憲法学批判を行っている。

たとえば、自衛権についてである。ある特定の武力行使につき、それが合法的な自衛権の行使か否かといった審査を憲法学が行うものではない。しかし、日本の自衛隊をめぐる議論については、その合憲性を審査する基準として政府も自衛権概念が用いてきたのだから、この概念を用いて議論せざるを得ないのではないか。もちろん、憲法学が自衛権概念を用いることと、憲法上日本も自衛権を有するということとは自ずと異なる。「第9条1、2項の解釈が一切の戦争・戦力の否定を定めているのだとすれば、それは、国際法上みとめられる自衛権を憲法によってあえて放棄したものと解すべきであり、9条の外側に、それとは別に『自衛権』概念を立てることは、憲法解釈としては背理というべきであろう」(樋口 1994: 112頁)という自衛

権否定説も憲法学では有力である。いずれにせよ、「横取り」という評価は、その表現も含めて的を射ていない。

「アメリカへの猜疑心」というのは、2章1節で扱った、日本国憲法を起草したのがアメリカ人だというタブーをかき消すため「アメリカの影を払拭したい」とする篠田の仮説であろう。憲法学研究者に限らず、憲法9条に基づく平和主義の実現を志向する者が、アメリカの動きを警戒するのは、これまた自然なことであろう。篠田は、日米安全保障条約の締結も「一般的安全保障制度」への加入と位置づけるが、正しくはアメリカの世界戦略への加入ではないか。

戦後最初の9条改憲論争が起こったのは、サンフランシスコ講和条約締結問題の出てきた1949年後半であり、当時この問題と向き合っていた恒藤恭は次のように述べている。「1950年のなかばに朝鮮動乱が勃発し、米国の極東政策、とりわけ対日外交方針が大幅に転換したところから、論争が一層尖鋭化するとともに、第9条を中心目標とする憲法改正論が活潑となった。中ソの陣営に対する防壁の強化を熱望する米国政府の側から、日本の自衛力の増強に対する強い要請がくり返され、1953年11月に来日したニクソン副大統領が『米国が戦争放棄の憲法を制定させたことは誤りであった』というようなことを公然と発言するような状況となり、それからまもなく吉田首相が自由党内に憲法調査会を設置することを要望するにいたった。……改憲論および改憲運動が高度に米国の側からの圧力に影響されて活潑となったことは明らか」（恒藤：146頁以下）である、と。アメリカへの警戒は、このような歴史的事実に起因するものであり、タブーをかき消すためといった「陰謀」めいたものではない。

(2) 憲法9条2項を重視する憲法学

① 憲法学における国際法理解

憲法学が国際法を篠田の要求を満たすほど理解しているかはともかく、国際法に敵対的姿勢を持っているとは思われない。篠田は、「実際、多くの日本の憲法学者は、日本国憲法の地位を高めたい一心で、あたかも国際社会は主権国家

が『無差別的に』戦争をしている場所であるかのように仮定し、憲法9条こそが汚れた国際政治を否定する理想の灯であるかのような『物語』を拡散させてきた」（146頁）と述べているが、私はそのような憲法学者を見たことがなく、これは比喩表現としても受け容れられない。日本国憲法9条を「究極の戦争放棄の規定」（上田：108頁）として高く評価する上田勝美も、国際連盟規約、不戦条約国連憲章と戦争違法化の歴史をたどり、「今では国際間におけるあらゆる武力行使が一般的に禁止されたといえる」としたうえで、国連憲章51条に基づく武力行使、とりわけ集団的自衛権に基づく武力行使につき、「国連の目的である集団安全保障の達成を究極において否定する機能を営むであろう、と批判せざるをえない」と述べる（上田：119頁）。そして上田は、国連憲章と日本国憲法の分岐点を原爆投下に見たうえで、「前者はあらゆる戦争を全面的に放棄することに成功しなかったが、後者は人類の歴史上初めて個別国家の憲法においてではあるが『一切の戦争を放棄する』規定を実定化することに成功した」と主張するのである（上田：114頁以下）。

樋口は、軍という権力の抑止という観点から、1689年のイギリス権利章典から1928年不戦条約、そして第2次世界大戦後の各国憲法にいたる立憲主義憲法史を概観したうえで、「立憲主義憲法史の系譜のうえに憲法9条は成り立っている」とその「継承」の側面を確認する。そして「国際連合憲章も、戦争違法化の原則を掲げると同時に、最終的に武力による平和の維持回復という考え方に立っている」とし、「『武力による平和』に対する基本的な考え方の点で、憲法9条の掲げる理念との間に断絶があることを、あいまいにすべきではない。反対に、そのことを明らかにしたうえでではじめて、日本国憲法がひとつの積極的な選択をしていることの積極的な意味を、国際社会に訴えることが可能になるはずである」と述べる（樋口：113頁以下）。

このように、憲法学説は国際法の戦争違法化の動きを踏まえ評価したうえで、憲法9条のそこからの「断絶」ないし「飛躍」を強調するのである。もちろん、ここでいう9条解釈は、少

なくとも9条2項を合わせると、一切の戦争と一切の戦力が否定したとする圧倒的多数の憲法学説、非軍事平和主義である。ここが、篠田にとって認められないところであろう。だが逆にいうと、篠田の9条解釈の決定的な問題は、9条2項の意義が全く見出されていないことである。9条1項が国際法の後追いだとしても、戦力不保持規定の9条2項は、稀有な規定なはずである。戦勝国の視点から「『武装解除』を国内法制度化したもの」というのは、国民の権利保障を目的とする憲法の解釈論としてはやはり不適切であり、国民の視点から9条2項の意義が語られなければならない（参照、石川：94頁）。

② 憲法9条の立憲主義的正当性

戦後直後に文部省によって発行された中学・高校社会教科書『民主主義』に、次のような記載がある。「戦争ほど個人の犠牲を大量に必要とするものはない。だから、戦争という大ばくちをやろうとする者は、国民に、国家のために命をささげるのが尊いことだと思ひこませる。道徳も、宗教も、教育も、すべてそういう政策の道具につかわれる」（文部省：144頁）。戦後直後の戦争と人権にかかわるこのリアルな認識を憲法学は重く受け止めている。それゆえ、「国の安全は、往々にして個人の存在を忘却して語られる。その結果として国家の存続のために、国民の諸権利や諸自由が犠牲にされる危険性を、常に孕む。そこで、全体主義により個人を圧殺した過去の反省は、日本国憲法下において国家や国民の安全について考える際にも、個人の視点に立つことを要請する」（青井：86頁以下）と考えるのである。

このような視点から、樋口は「自由の問題としての第9条」の意義を強調する。「敗戦＝帝国陸海軍の無条件降伏によって事実上解体されていたとはいえ、軍の解体を憲法9条によって規範化したことは、それ自体、戦後日本の出発に際して、日本社会そのものの非軍事化に正統性根拠を与えるものとして、決定的な意味をもった。1945年を境とする、軍事的なるものの価値転換に、最高法規としての憲法による根拠づけが提供されたのである」、「実際、非軍事化

条項としての第9条は、まさにそのことを通して、日本社会における批判の自由を下支えする展望をひらくものであったはずである。祭政一致の軍事帝国を、神権天皇から象徴天皇への転換、政教分離、そして第9条によって解体し、日本社会をタブーから解放したところに、決定的な意義があったはずである」と主張するのである（樋口：117頁以下）。

篠田の憲法9条理解と憲法学の理解と、決定的に異なる点が明らかになったであろう。2018年3月25日の自民党大会で改憲イメージ案が示された。それによると、9条の2として「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高指揮監督者とする自衛隊を保持する」との規定を加えるという。自衛隊を明記することが問題になっているが、そもそも「我が国の平和と独立を守り」との文言を加えること自体に警戒感を示す憲法学研究者がいることは、先のような理解に基づく。少なくとも現憲法に、「我が国の平和と独立を守る」などという文言はない。

③ 民主的非軍事平和主義の展望

軍事権力に対する統制規範として憲法9条の意義を見いだす、いわゆる9条の立憲主義的理解は一定の役割を果たしてきたし、2014年以降の集団的自衛権行使問題に際して、この意義が強調されてきたことは事実である。だが、前章2節でリベリズム憲法学に対置する民主主義憲法学があることを見たように、憲法9条をめぐっても統制規範に満足することなく、非軍事平和主義という価値の実現に向けて、社会変革を志向する立場もある。

上田や澤野義一は、田畑忍の非武装永世中立論の系譜に立ちつつ、今日における安全保障政策としての非武装永世中立の可能性を追求している。また、渡辺治は市民主導の野党共闘が進むことを展望し、「安保廃棄と自衛隊の縮小・解散」構想を提起している。もちろん、これらの構想の実現に向けては、日本の政治や社会の変革が不可欠であり、民主主義の活性化が求め

られることになる。私としても、非軍事平和主義の実現に向けて、それが漸進的なものであってもその方向へ進むべく、実践活動も含め微力ながら努める決意である。篠田からすると「ロマン主義」と映るであろうが、それにも意味があると考えている。

おわりに

以上、限られた論点についてであるが、篠田英朗『ほんとうの憲法——戦後日本憲法学批判』に対し、憲法学研究者の一人として応答を試みてきた。篠田と憲法学研究者の最大の違いは、憲法に対する視点の違いである。国際政治学を専門とする篠田が国際秩序という視点に立つのに対し、憲法学研究者は徹底して個人あるいは国民の視点に立つ。だが、国民が国家機関に権力を授けるとともにその権力を制限することで国民の人権を保障するという、こと憲法を論ずる限りは、国民の視点に立たざるを得ないのではないか。篠田としてはこのような憲法観自体を改めたいのかもしれないが、国際秩序から国家、そして国民をというアプローチで憲法を描いたとして、そのような憲法は果たして国民から歓迎されるだろうか、市民的議論に期待するところである。

もちろん、憲法学として篠田をはじめ国際政治学の研究から多くを学ばなければならない。たとえば、本稿の立場でもある非軍事平和主義について、日本がその方向に進みだしたとして、それが国際社会や国際秩序にいかなるインパクトを与えるのかなどは、憲法学の専門外のことであり、このような立場に立つ憲法学研究者として学んでおかなければならない問題である。この点についての理解の不十分性が指弾されるのであれば、甘んじて受けたいと思う。

本稿1章2節で、憲法学が日本国憲法の三大原理と説明することに篠田が疑問を呈していることに触れた。篠田が「原理」と「目的」とを厳密に区分していることを理解したうえでも、私は国民主権、非軍事平和主義、人権尊重主義は三大原理と称するにふさわしいと考える。それは、篠田も参照する憲法前文の1文目に記さ

れていることに加え、日本国憲法にて4章の「国会」以下の統治機構の規定に先んじ、1章・2章・3章で規定されていること、さらにいえば選挙制度、集団的自衛権、表現の自由といった個別の具体的憲法問題を検討するにあたり、翻って参照する体系として国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三分野は確立していると考えられるからである。そのうえで、この三原理をさらに束ねる大本となる原理があるとするならば、憲法13条の「個人の尊重」だと思われる。

本稿の目的は、日本国憲法をめぐる市民的議論の深化に寄与することである。国際政治学者の戦後日本憲法学批判に接して「なるほど」と思われた市民が、「しかし憲法学のいうことも分かるな」などと思っていただき、市民による深みのある憲法論議を期待するものである。

注

- 1) 水島朝穂は自身のホームページにおいて、2017年10月16日から10月20日まで4回にわたって、「憲法研究者に対する執拗な論難に答える」と題して反論を行っている。<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2017title.html> 最終閲覧2019年1月31日。篠田に対する詳細な反論であるが、市民的議論を促すことを目的とする本稿とは目的が異なる。
- 2) 本稿執筆の直接の動機は、2018年10月11日に京都市内で開催された憲法集会終了後の懇親会の席で、「NPO法人・使い捨て時代を考える会・安全農産供給センター」事務局長・取締役の吉永剛志氏から、『ほんとうの憲法——戦後日本憲法学批判』に対する憲法学研究者の見解を問われたことである。憲法に関心をもつ市民から、本書が注目されていることを実感したところである。
- 3) 「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者声明」(2015年6月3日発表)は、マスコミにて大きく取り上げられた。憲法学研究者の声明運動については、清水128頁以下参照。
- 4) なお、篠田は「政治道徳の法則」と表現されている「国際協調主義」にも原則としての地位の可能性を認めている(32頁)。

文献

- ・青井未帆「9条・平和主義と自衛隊」安西文雄・青井未帆ほか『憲法学の現代的論点 第2版』(有斐閣、2009

- 年)。
- ・ 芦部信喜 (高橋和之補訂)『憲法 第6版』(岩波書店、2015年)。
 - ・ 石川健治「民主主義・立憲主義・平和主義——憲法に自衛隊を明記するとはどういうことか」法律時報91巻2号(2019年)。
 - ・ 上田勝美『立憲平和主義と人権』(法律文化社、2005年)。
 - ・ 遠藤比呂通「みんなで決める政治」樋口陽一編『ホーンブック憲法 改訂版』(北樹出版、2000年)。
 - ・ 奥野恒久「国民主権論と民主主義論——憲法学における熟議の意味と可能性」立命館法学第333・334号(2011年)。
 - ・ 奥野恒久「民主的非軍事平和主義の展望」中村浩爾・桐山孝信・山本健慈『社会変革と社会科学——時代と対峙する思想と実践』(昭和堂、2017年)。
 - ・ 奥野恒久「2017年衆議院選挙と『安倍改憲』」法の科学49号(2018年)。
 - ・ 憲法研究所・上田勝美編『平和憲法と人権・平和主義』(法律文化社、2012年)。
 - ・ 木下智史・只野雅人『新・コンメンタール 憲法』(日本評論社、2015年)。
 - ・ 小嶋和司「『主権』論おぼえがき その1」法学46巻5号(1982年)。
 - ・ 佐藤功『ポケット注釈全書憲法(下)新版』(有斐閣、1984年)。
 - ・ 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、2011年)。
 - ・ 澤野義一『平和憲法と永世中立——安全保障の脱構築と平和創造』(法律文化社、2012年)。
 - ・ 澤野義一『脱原発と平和の憲法理論——日本国憲法が示す平和と安全』(法律文化社、2015年)。
 - ・ 篠田英朗『ほんとうの憲法——戦後日本憲法学批判』(ちくま新書、2017年)。
 - ・ 清水雅彦「各法分野の『声明運動』・その意義と特徴——憲法研究者の『声明運動』」法の科学47号(2016年)。
 - ・ 杉原泰雄「フランス革命と国民主権——国民主権の科学的検討のために」公法研究33号(1971年)。
 - ・ 杉原泰雄『国民主権と国民代表制』(有斐閣、1989年)。
 - ・ 高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第3版』(有斐閣、2013年)。
 - ・ 高見勝利『主権論——その魔力からの解放について』法学教室69号(1986年)。
 - ・ 恒藤恭『憲法問題——その解決の基準は何か』(岩波新書、1964年)。
 - ・ 長谷部恭男編著『リーディングズ 現代の憲法』(日本評論社、1995年)。
 - ・ 長谷部恭男『憲法の良識——「国のかたち」を壊さない仕組み』(朝日新書、2018年)。
 - ・ 樋口陽一「『国民主権』と『直接民主主義』」公法研究33号(1971年)。
 - ・ 樋口陽一『比較憲法 全訂第3版』(青林書院、1992年)。
 - ・ 樋口陽一「戦争放棄」樋口陽一編『講座憲法学2 主権と国際社会』(日本評論社、1994年)。
 - ・ 日比野勤「現行憲法成立の法理」大石眞・石川健治編『憲法の争点』(有斐閣、2008年)。
 - ・ 宮澤俊義『法律學体系・コンメンタール篇1 日本國憲法』(日本評論社、1968年)。
 - ・ 毛利透「国家意思形成の諸像と憲法理論」樋口編『講座憲法学1 憲法と憲法学』(日本評論社、1994年)。
 - ・ 本秀紀『政治的公共圏の憲法理論——民主主義憲法学の可能性』(日本評論社、2012年)。
 - ・ 文部省著・西田亮介編『民主主義(1948-53) 中学・高校社会教科書エッセンス復刻版』(幻冬舎新書、2016年)。
 - ・ 横田喜三郎「新憲法における主権の概念」杉原泰雄編『文献選集日本国憲法2 国民主権と天皇制』(三省堂、1977年)。
 - ・ 渡辺治・福祉国家構想研究会『日米安保と戦争法に代わる選択肢——憲法を実現する平和の構想』(大月書店、2016年)。